PwCベトナムニュースブリーフ

2025年個人所得税法を規定する通達87/2026/TT-BTC号

2026年7月



ご一読ください

財務省は、2025年個人所得税法および政令第253/2026/ND-CP号を規定する通達第87/2026/TT-BTC号を発行しました。この通達は2026年7月1日から発効し、納税居住者の雇用所得に関する規定は2026年1月1日から適用されます。

本通達により、家族事情による扶養控除の対象となる扶養家族の要件と、デリバティブ証券譲渡の個人所得税上の取り扱いが明確とされました。

主な変更点

01

デリバティブ証券の譲渡に対する個人所得税の取り扱い

この通達では、デリバティブ証券の譲渡に対する個人所得税（PIT）のガイダンスが示されています。税率は、取引ごとの譲渡価格の0.1%です。

先物契約の場合、譲渡価格は決済価格、契約乗数、契約数、および当初証拠金率に基づいて算出されます。課税対象となるのは、売買注文が約定した時、または契約が満期を迎えた時です。

02

扶養家族としての資格要件となる所得基準

所得基準額は、従来の1人あたり月額100万ベトナムドンから、300万ベトナムドンに引き上げられました。

収入がない人、または平均月収が300万ベトナムドンを超えない人は、規定の条件をすべて満たせば、扶養家族として認められる場合があります。

主な変更点

03

扶養家族に関する書類作成のガイダンス強化

新ガイダンス：扶養家族に関する証明書類は、状況に応じて体系化されています。税務当局は国のデータベース情報を使用する場合があります。データベース情報が利用できない場合は、納税者は必要な書類を提出する必要があります。

納税者の責任の明確化：納税者は、税務行政規則に従って扶養家族を登録および更新する必要があり、登録、更新、および申告された扶養家族所得の正確性について責任を負います。不正確な申告は罰則の対象となります。

所得支払者の責任：所得を支払う組織および個人は、監査、検査、またはレビューのために要求された場合、扶養家族に関する記録を保管し、提供する必要があります。居住外国人は、標準的な書類が入手できない場合、同等の法的書類を提出する必要があります。



お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。
個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイオフィス：



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com



金原 悠也 / Yuya Kimpara
マネージャー
+84 35 585 0051
kimpara.yuya@pwc.com

ホーチミンオフィス：



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



武田 勇人 / Takeda Yuto
マネージャー
+84 70 387 9788
takeda.yuto@pwc.com

www.pwc.com/vn

©2026 PwC Tax and Advisory (Vietnam) Company Limited. All rights reserved. PwC refers to the Vietnam member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.